

トラブル注意報!!

～賃貸住宅契約トラブル～

トラブル注意

Part 1: 契約編

アパート・借家を借りるとき、物件探しは大変！
でも、入居後にトラブルがあるととっても大変!!
～契約前の『確認』でトラブル回避～

★内見してから決める（部屋・周辺環境）

★重要事項説明書・契約書の内容を確認



事 例

- ①3日前にアパートを借りる契約をし、契約書を交わした。準備金として15万円支払う約束になっていたが、都合によりキャンセルしたい。準備金は支払わないといけないのか。クーリング・オフすることはできるか。
- ②ネットでアパートを検索。良い物件が見つかり仮契約。本日契約することになっている。しかし、他の業者が同じ物件をもっと安く貸していることがわかった。契約をやめたい。

契約前によく確認！様々な相談が寄せられています！！

契約時 入居前に解約を申し出たが、支払ったお金を返してもらえない

入居中 入居後に部屋や周辺環境に問題があることがわかった

退去時 退去時に高額な修理代、ハウスクリーニング代を請求された。

トラブルにあわないためのポイント！

- 現地に行って見学（内見）してから決める
実際の部屋の広さ 設備の状況 周辺の環境を確認
(例) 日照・騒音 収納 照明・エアコン インターネット設備 など
- 重要事項説明書の内容を確認
＜契約前に、契約するかどうかの判断に必要な重要な事項を
宅地建物取引士が書面を交付して説明＞
(例) 設備の状況 禁止事項（ペットの飼育、楽器の演奏など）
重要! 退去時の原状回復費用（ハウスクリーニング代 修理代など） など
- 契約書の内容を理解・確認してから契約
契約成立後の解約は、契約書に定められた支払いが必要になる
※契約締結前に申込を撤回した場合、不動産業者に申込金の返還義務あり
- 不安な時、困ったときは早めに消費生活センターに相談

《お問合せ・ご相談は》

伊達市消費生活センター（伊達市役所1階）

☎ 024-574-2233